

## 別添 独立行政法人農畜産業振興機構ホームページ等広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、独立行政法人農畜産業振興機構ホームページ等広告掲載規程（令和元年11月19日付け元農畜機第4826号-1。以下「掲載規程」という。）第3条の規定に基づき、広告媒体への広告掲載の可否の基準を定めるものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 独立行政法人である農畜産業振興機構が運営・頒布する広告媒体に掲載する広告の内容及び表現は、それにふさわしい社会的な信用性と信頼性の保たれたものでなければならない。

(広告の掲載が認められる業種)

第3条 広告媒体に広告の掲載が認められる者は、我が国の農畜産業及びその関連産業に従事する事業者又はその構成する団体（国内に所在するものに限る。）とする。

(広告の掲載を認めない事業者等)

第4条 前条に該当する事業者等であっても、次の各号に該当する場合は広告の掲載を認めない。

- (1) 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条並びに同法附則第5条及び第6条に定める業務に基づき交付する補助金、生産者補給交付金及び交付金等（当該補助金等を直接にその財源の全部又は一部とする間接補助金等も含む。）の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っているとき又は当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかであるとき
- (2) 自ら又はその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という。）であるとき、自ら又はその役員が反社会的勢力を利用するなどしているとき及び自ら又はその役員が資金等を供給し又は便宜を供与するなど反社会的勢力に協力又は関与をしているとき
- (3) 自ら又はその役員が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により控訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による刑を宣告されているとき
- (4) 前三号に掲げるものに準ずると認められるとき

(掲載を認めない広告内容)

第5条 次の各号に定める内容の広告は掲載を認めない。

- (1) 法令及び条例に違反するもの又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの
- (2) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条に規定する公正競争規約、公的機関が定める広告規制及びこれらに準ずる業界規制に違反するもの又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの
- (3) 事実と異なる内容を含むもの
- (4) 虚偽又は誤認されるおそれがあるもの
  - イ 編集記事とまぎらわしい体裁、表現で、広告であることが不明確なもの
  - ロ 統計、文献、専門用語などを引用して、実際のものより優位又は有利であるかのような表現を含むもの
  - ハ 取引などに関し、表示すべき事項を明記しないで、実際の条件よりも優位又は有利であるかのような表現を含むもの
  - ニ 詐欺的又は誇大な表現を含むもの
  - ホ 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格などを使用して権威づけようとするもの
  - ヘ 他人名義の広告
- (5) 比較広告等の内容を含むもの
  - イ 競争関係にある特定の商品等を比較対象商品として示し（暗示的に示す場合を含む）、商品等の内容又は取引条件を比較するもの
  - ロ 二重価格表示があるもの
  - ハ 第三者が推奨又は保証する記述があるもの
- (6) 基本的人権の侵害につながるおそれがあるもの
  - イ 人種、性別、心身の障害などに関する差別的な表現を含むもの
  - ロ 名誉毀損、誹謗・中傷、プライバシーの侵害、信用毀損、業務妨害となるおそれがあるもの
  - ハ 氏名、写真、談話及び商標、著作物などを無断で使用したもの
- (7) 宗教的又は政治的表現を含むもの
- (8) 特定の主義主張を含むもの（意見広告を含む）その他社会的に物議を醸すおそれがあるもの
- (9) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがある内容を含むもの
  - イ 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春などの行為を肯定、助長するもの
  - ロ 醜悪、残虐、猟奇的で不快感を与えるおそれがあるもの

- ハ 性に関する表現その他公衆に不快感を与えるおそれがある表現を含むもの
  - ニ 喫煙や飲酒を推奨し、たばこやアルコール飲料の販売促進を図るもの
  - ホ その他社会秩序を乱す表現を含み、又は青少年に悪影響を及ぼすおそれがあるもの
- (10) 主として求人を行うもの又は懸賞及びクーポン付きのもの
- (11) その他広告として掲載することが適当でないと認められるもの
- イ 機構が特定の商品やサービスなどを支持、推奨又は保証しているかのような表現のもの
  - ロ 皇室、王室、元首及び内外の国旗等の尊厳を傷つけるおそれがあるもの
  - ハ 通貨及び郵便切手を複写使用したもの
  - ニ アマチュアスポーツに関する規定に反し、競技者又は役員の氏名、写真などを利用したもの
  - ホ オリンピックや国際的な博覧会・大会などのマーク、標語、呼称などを無断で使用したもの
- (12) 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

(本掲載基準の適用)

第6条 この基準の適用については、広告ごとに具体的に判断するものとする。

(その他)

第7条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要となる場合は、理事長が別に定めるものとする。